

喜多方市ホームページ広告掲載に関する基準

(趣旨)

第1条 この基準は、喜多方市有料広告掲載の取扱いに関する要綱（平成18年7月14日制定。以下「要綱」という。）に基づき、市が作成する喜多方市ホームページへの広告掲載について、必要な事項を定めるものとする。

(広告掲載の位置)

第2条 要綱第5条の規定による市長が定める広告の掲載位置は、原則として喜多方市ホームページのトップページとし、市長が指定した位置とする。

(掲載規格)

第3条 掲載する広告はバナー広告とし、掲載規格は、1枠につき縦65ピクセル・横160ピクセルとし、20KB以内のGIF形式とする。

(掲載期間)

第4条 1回の申請で申し込みができる広告の掲載期間は最長12か月（1か月単位）とする。

(掲載募集枠等)

第5条 募集は、5枠とする。ただし、市長が必要と認めた場合は、募集枠を増やすことができる。

2 同一の広告掲載希望者が申し込むことができる広告は、1か月につき1枠を限度とする。

(広告掲載料)

第6条 要綱第6条の規定による市長が定める広告掲載料は、1枠につき月額10,000円とする。

(広告掲載料の納付期限)

第7条 要綱第10条の規定による市長が指定する期日は、当該広告掲載決定後、原則として10日以内とする。

(広告掲載料の還付)

第8条 要綱第13条に定める還付金の金額は、日割計算により算出し、1円未満を切り捨てた額によるものとする。ただし、広告掲載ができなかった期間が連続して24時間に満たないときは、日数に算入しない。

(広告内容等の決定)

第9条 市長は、広告を掲載した後において、広告の内容、デザイン、リンク先の内容等が法令等に違反し、又は違反するおそれがあると判断し、若しくは要綱及びこの基準に抵触していると判断したときは、広告主の了解を得ることなく、当該広告を削除することができる。この場合において広告掲載料は還付しないものとする。

(補則)

第10条 この基準に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この基準は、平成 18 年 7 月 14 日から施行する。

附 則

この基準は、平成 23 年 2 月 7 日から施行し、平成 23 年 4 月分からのバナー広告掲載料について適用する。

附 則

この基準は、平成 27 年 12 月 21 日から施行し、平成 27 年 12 月分からのバナー広告掲載料について適用する。